

2023年の年末調整
どう変わる？

まとめ

税制改正

 オフィスステーション 年末調整

はじめに

近年、年末調整に関わる法改正は頻繁におこなわれています。制度の変更や書式の変更を見逃さないためにも、早いうちから情報収集をおこなうことが大切です。

この資料では、2023年度(令和5年度)の年末調整において、すでに書式変更や法改正が決まっているものについて紹介していきます。本資料が実務の参考となれば幸いです。

01	2022年の税制改正の振り返り	03
02	税制改正で2023年の年末調整はどう変わる?	07
03	年末調整の負担を劇的に減らし労務の生産性を向上させるには?	13

【ご注意】 本資料は2023年1月時点の情報をもとに作成しており、年末調整の様式変更や詳細な手続きは9月に国税庁から公開される予定の「令和5年分 年末調整のしかた」で確認する必要があります。また本資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありませんので、ご了承ください。本資料によって生じる直接的または間接的な損害、損失等につきましては責任を負いかねます。本資料を無断転載、複写や電磁媒体等に記録することはご遠慮ください。




2022年の税制改正の振り返り

2022年の税制改正において、
年末調整に関わるものを紹介していきます。

「控除証明書」の電子化にともなうデータ提出範囲の拡大

政府が2020年から年末調整の電子化を推奨し、
2022年からは新たに社会保険料・小規模企業共済等掛金控除証明書が電子データで提出できるようになりました。

令和4年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	 控除のしるしはこちら
税務署長	給与の支払者の 法人番号	あなたの住所 又は居所	
令和4年分 給与所得者の保険料控除申告書			
一般の 生命保 険料 控除 ①の金額の合計額 ②の金額の合計額 ③の金額の合計額 ④の金額の合計額 ⑤の金額の合計額 ⑥の金額の合計額 ⑦の金額の合計額 ⑧の金額の合計額 ⑨の金額の合計額 ⑩の金額の合計額 ⑪の金額の合計額 ⑫の金額の合計額 ⑬の金額の合計額 ⑭の金額の合計額 ⑮の金額の合計額 ⑯の金額の合計額 ⑰の金額の合計額 ⑱の金額の合計額 ⑲の金額の合計額 ⑳の金額の合計額 ㉑の金額の合計額 ㉒の金額の合計額 ㉓の金額の合計額 ㉔の金額の合計額 ㉕の金額の合計額 ㉖の金額の合計額 ㉗の金額の合計額 ㉘の金額の合計額 ㉙の金額の合計額 ㉚の金額の合計額 ㉛の金額の合計額 ㉜の金額の合計額 ㉝の金額の合計額 ㉞の金額の合計額 ㉟の金額の合計額 ㊱の金額の合計額 ㊲の金額の合計額 ㊳の金額の合計額 ㊴の金額の合計額 ㊵の金額の合計額 ㊶の金額の合計額 ㊷の金額の合計額 ㊸の金額の合計額 ㊹の金額の合計額 ㊺の金額の合計額 ㊻の金額の合計額 ㊼の金額の合計額 ㊽の金額の合計額 ㊾の金額の合計額 ㊿の金額の合計額	①の金額(最高40,000円) ②の金額(最高40,000円) ③の金額(最高40,000円) ④の金額(最高40,000円) ⑤の金額(最高40,000円) ⑥の金額(最高40,000円) ⑦の金額(最高40,000円) ⑧の金額(最高40,000円) ⑨の金額(最高40,000円) ⑩の金額(最高40,000円) ⑪の金額(最高40,000円) ⑫の金額(最高40,000円) ⑬の金額(最高40,000円) ⑭の金額(最高40,000円) ⑮の金額(最高40,000円) ⑯の金額(最高40,000円) ⑰の金額(最高40,000円) ⑱の金額(最高40,000円) ⑲の金額(最高40,000円) ⑳の金額(最高40,000円) ㉑の金額(最高40,000円) ㉒の金額(最高40,000円) ㉓の金額(最高40,000円) ㉔の金額(最高40,000円) ㉕の金額(最高40,000円) ㉖の金額(最高40,000円) ㉗の金額(最高40,000円) ㉘の金額(最高40,000円) ㉙の金額(最高40,000円) ㉚の金額(最高40,000円) ㉛の金額(最高40,000円) ㉜の金額(最高40,000円) ㉝の金額(最高40,000円) ㉞の金額(最高40,000円) ㉟の金額(最高40,000円) ㊱の金額(最高40,000円) ㊲の金額(最高40,000円) ㊳の金額(最高40,000円) ㊴の金額(最高40,000円) ㊵の金額(最高40,000円) ㊶の金額(最高40,000円) ㊷の金額(最高40,000円) ㊸の金額(最高40,000円) ㊹の金額(最高40,000円) ㊺の金額(最高40,000円) ㊻の金額(最高40,000円) ㊼の金額(最高40,000円) ㊽の金額(最高40,000円) ㊾の金額(最高40,000円) ㊿の金額(最高40,000円)		

令和4年分 給与所得者の保険料控除申告書

「小規模企業共済等掛金控除」に関する欄



住宅ローン控除の各種要件変更

住宅ローン控除は、ローン残高に応じて所得税や住民税から一定額を控除できる制度です。近年改正が続く項目ですが、2022年の税制改正では、さらなる控除期間の延長や控除適用基準の見直しがおこなわれました。2022年に取得した住宅については、2023年以降の年末調整の対象となるため注意しましょう。

変更点① 住宅ローン控除の適用期限を4年延長

2021年12月31日までとされていた適用期間が、2025年12月31日まで4年間延長となりました。

変更点② 適用期間の延長に伴う減税措置の変更

上記の延長に伴い住宅ローン控除の額面の上限額や控除率に変更となりました。2022年から2025年までの間に居住の用に供した場合の控除率、控除期間、限度額などは以下のとおりです。

- 1 控除率が1%から0.7%に
- 2 消費税増税に伴う控除期間の特例は終了するも、控除期間は新築住宅について原則13年へ
- 3 省エネ住宅の借り入れ上限の上乗せ
環境性能で一定の基準を満たした住宅の場合、借入限度額に上乗せ措置が講じられました。

4 所得要件の引き下げ

制度の適用対象となる者の所得要件が、3,000万円から2,000万円に引き下げられました。

5 築年数要件の撤廃

適用対象となる既存住宅の要件について、築年数要件が廃止されました。

6 新築住宅の床面積要件緩和

2019年改正で合計所得1,000万円以下の場合に限り、床面積要件が50m²から40m²に緩和されました。
この緩和は当面の間継続されることになりました。

7 余剰額を住民税から控除する措置の引き下げ

所得税では控除しきれない場合の余剰額を住民税から控除できますが、
この限度額が13.65万円から9.75万円に引き下げられました。

変更点 ③ 年末調整残高証明書などが提出不要に

給与所得者は、住宅ローン控除を受ける初年度には確定申告をおこなう必要がありますが、2年目以後は年末調整で特別控除の適用を受けることができます。

このとき会社を通じて提出する住宅ローンの年末残高証明書は、2023年1月1日以後に入居した家屋の場合、2024年以降の年末調整での提出が不要になります。





税制改正で2023年の年末調整は どう変わる？

非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用要件の変更がスタート

所得税法の扶養控除の対象となる親族について、2022年の税制改正で要件の変更がありました。2023年分以後の所得税について適用されるため、扶養控除等申告書提出の際には注意が必要です。内容としては、国外に住居する「非住居者」の親族のうち、「30歳～70歳未満」が扶養家族の範囲から除外されます。ただし、留学生や障がい者、扶養控除の適用を受けようとする居住者から年間38万円以上の生活費や教育費の送金を受けている者は通常の扶養控除対象となります。

【改正前】

非居住者である扶養親族

16歳以上



【改正後】

非居住者である扶養親族

16歳以上

30歳以上70歳未満

留学生

障がい者

38万円以上の送金を受けている者

扶養控除の対象

扶養控除の対象外

▼ 非居住者である扶養親族が30歳以上70歳未満の場合の源泉徴収事務における確認書類

	留学生	障がい者	38万円以上の送金を受けているもの
確認書類	留学ビザ等相当書類	—	38万円以上の送金確認書類
確認時期	扶養控除等申告書を受領するとき	—	年末調整をおこなうとき

扶養家族の適用範囲変更に伴い、提出様式の変更が予定されています。
それぞれ、フォーマットとあわせて変更点を紹介します。

Check ①

令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

扶養家族の範囲変更にともない、チェック欄が用意されています。

令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
令和5年度の最初の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者に提出した。記載内容に変更があった場合は、訂正の届出をす。

所轄税務局長等 税務署長 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 給与の支払者の個人番号 給与の支払者の所在地(住所)	(フリガナ) あなたの氏名 あなたの個人番号 あなたの住所又は居所	あなたの生年月日 あなたの性別 あなたの職業	給与の支払者の名称(氏名) 給与の支払者の個人番号 給与の支払者の所在地(住所)	あなたの生年月日 あなたの性別 あなたの職業	控除等に関する事項 (注) 扶養控除等申告書の提出 (注) 扶養控除等申告書の提出 (注) 扶養控除等申告書の提出
区分等	氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	所得月日及び事由	扶養控除等申告書の提出 (注) 扶養控除等申告書の提出 (注) 扶養控除等申告書の提出
A 扶養控除対象扶養親族(注1)						
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(注2)						
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生						
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等						

〈変更点〉
「非居住者である親族」
に関する欄

非居住者である親族	
生計を一にする事実 (該当する場合は印を付けてください。)	
<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上	<input type="checkbox"/> 留学
<input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 38万以上の支払い
<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上	<input type="checkbox"/> 留学
<input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 38万以上の支払い
<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上	<input type="checkbox"/> 留学
<input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 38万以上の支払い



Check ②

令和5年分 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書

扶養家族の範囲変更にともない、「非住居者である親族」欄が修正されています。

令和5年分 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書 (従)

新続柄担当者	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日 年 月 日
	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	世帯主の氏名
親族専決	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所 (郵便番号)	あなたの性別

A	主たる給与の支払者の名称(氏名)	左の給与の支払者から受ける令和5年中の給与の収入金額の見積額 ①	①の給与に対する給与所得控除後の金額 ②	①の給与から控除される社会保険料等の見積額 ③	あなたが控除を受けられる形質者(障害)の種類、扶養控除等、寄附控除額及び障害者等の控除額の合計額 ④	③+④ ⑤	この申告書を出することができる人は、2か所以上から給与の支払を受ける人で⑤の金額が②の金額よりも多い人です。
		円	円	円	円	円	

B	この申告書の提出先の給与から控除を受ける	区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	令和5年中の所得の見積額	非住居者である親族	住所又は居所	異動日及び事由(令和5年中に異動があった場合に記載してください。)
		課税対象配偶者		あなたの性別	生年月日	(該当する場合は○印を付けてください。)		
	1				円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者		<input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
	2				円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者		<input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
	3				円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者		<input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
	4				円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者		<input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
	5				円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者		<input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払

C	他の給与から控除を受ける	区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	令和5年中の所得の見積額	住所又は居所	他の給与の支払者の名称(氏名)
		課税対象配偶者		あなたの性別	生年月日		
	1				円		
	2				円		
	3				円		

◎「主たる給与」とは、給与所得者の扶養控除等申告書を出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
 ◎この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」をお読みください。

〈変更点〉
「非住居者である親族」に関する欄

非住居者である親族	
(該当する場合は○印を付けてください。)	
<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上	<input type="checkbox"/> 留学
<input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上	<input type="checkbox"/> 留学
<input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上	<input type="checkbox"/> 留学
<input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上	<input type="checkbox"/> 留学
<input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 38万円以上の支払



Check ③

令和5年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

扶養家族の範囲変更にともない、「控除対象親族」区分のうち、「非住居者である親族」欄が修正されています。また「住民税に関する事項」の「16歳未満の扶養親族」欄にある、「控除対象外国外扶養親族」欄も修正されています。加えて、新たに「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄が設けられています。「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」に該当する人の「氏名」等の各項目、「寡婦又はひとり親」欄が追加されています。

〈変更点〉

「非住居者である親族」に関する欄

非住居者である親族	
円	円
(該当する場合は○印を付けてください。)	
円	円
<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上	<input type="checkbox"/> 留学
<input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
円	円
<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上	<input type="checkbox"/> 留学
<input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
円	円
<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上	<input type="checkbox"/> 留学
<input type="checkbox"/> 障害者	<input type="checkbox"/> 38万円以上の支払

令和5年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

この申告書は、公的年金等の受給者が、令和5年分の住民税の課税標準額を算定するために、扶養親族等に関する事項を申告するものです。申告書に提出する情報は、住民税の課税標準額を算定するために活用されます。また、申告書に提出する情報は、住民税の課税標準額を算定するために活用されます。また、申告書に提出する情報は、住民税の課税標準額を算定するために活用されます。

扶養親族等申告書の提出期限は、令和5年12月31日です。提出期限までに提出しない場合は、住民税の課税標準額を算定するために活用される情報に誤りが生じる可能性があります。また、申告書に提出する情報は、住民税の課税標準額を算定するために活用されます。また、申告書に提出する情報は、住民税の課税標準額を算定するために活用されます。また、申告書に提出する情報は、住民税の課税標準額を算定するために活用されます。

〈変更点〉

「控除対象外国外扶養親族」に関する欄

控除対象外国外扶養親族
(該当する場合は○印を付けてください。)

〈変更点〉「寡婦又はひとり親」に関する欄

退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	障害者区分	非住居者である親族(該当する場合は○印を付けてください。)	令和5年中の所得の見積額(※)
円				明大昭平 令		<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 寡婦又はひとり親以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	円

〈変更点〉

「寡婦又はひとり親」に関する欄

寡婦又はひとり親
<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親



年末調整の負担を劇的に減らし
労務の生産性を向上させるには？

紙での年末調整は多忙を極める

従業員からの質問対応で
1日が終わる

いちいち給与ソフトに
手入力するのが
ホントに**時間のムダ(怒)**

法改正があると
マニュアル作りや従業員説明で
準備が大変

臨時で人を雇っても
教育が大変



配送中に**書類を紛失**して
てんやわんや

全国に拠点があると
ダブルチェックで
余計に時間がかかる

アルバイトで要経験者を募集すると
人件費がかさむ

書類の不備チェックが
終わらない

→ 紙の申告書の印刷・配付・回収作業をそろそろやめたい!

でも.....

国税庁の無料電子化ソフトは 「完全ペーパーレス」を実現できない

年末調整を電子化する方法としては、「国税庁提供ソフト」が無料で利用できます。しかし、国税庁提供ソフトは「進捗管理が難しい」「従業員と労務担当者の双方に負担がかかる」「紙の申請と電子の申請が混在する」といった声も聞こえています。新たな導入コストが発生するものの、人件費など最終的な費用対効果を考えると、**民間提供のソフトは導入のインパクトが大きい**といえます。

国税庁提供のソフト

✔ メリット

- ・ 導入コストがかからない

✘ デメリット

- ・ 完全に電子化はできない
- ・ 進捗確認作業が大変
- ・ マイナンバーカード取得など従業員への負担が大きい

民間提供のソフト

✔ メリット

- ・ ペーパーレス化の実現
- ・ 管理者の入力/回収作業の削減とミスの抑制
- ・ 手書きの手間が省け従業員の負担を軽減

✘ デメリット

- ・ 導入コストがかかる

オフィスステーションは年末調整を「劇的に変える」ためのクラウドサービス

「オフィスステーション 年末調整」を活用することで、従業員はスマホやPCで簡単に申告書の提出ができ、管理者は書類の回収作業やチェック作業などにかかっていた時間が激減します。そしてこの充実した機能を、**業界最低水準のコストで導入することができます。**

オフィスステーション 年末調整

- Point 1** お使いの給与システムはそのままOK
- Point 2** 税制改正情報には自動で対応
- Point 3** 従業員はスマホから「はい」「いいえ」で回答するだけ。控除額などは自動で計算



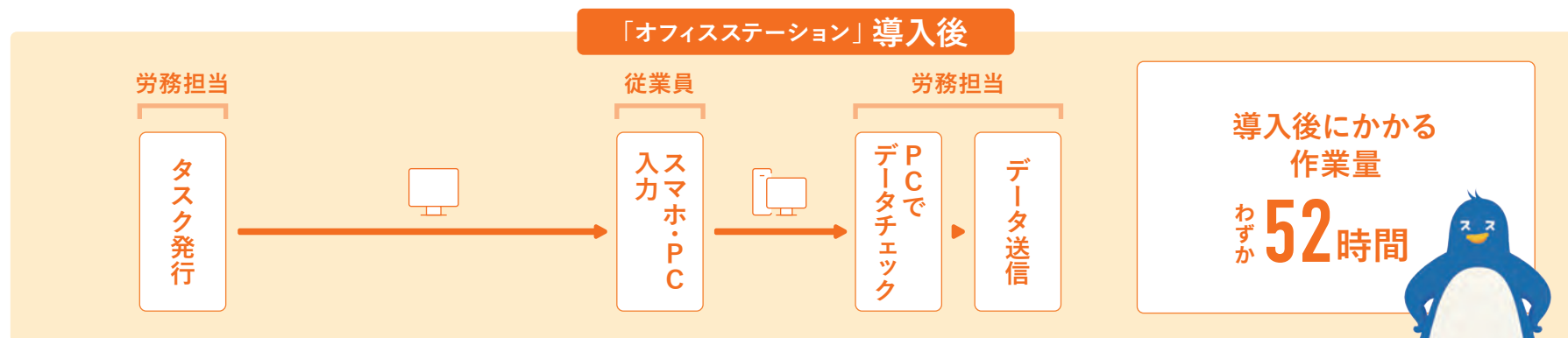
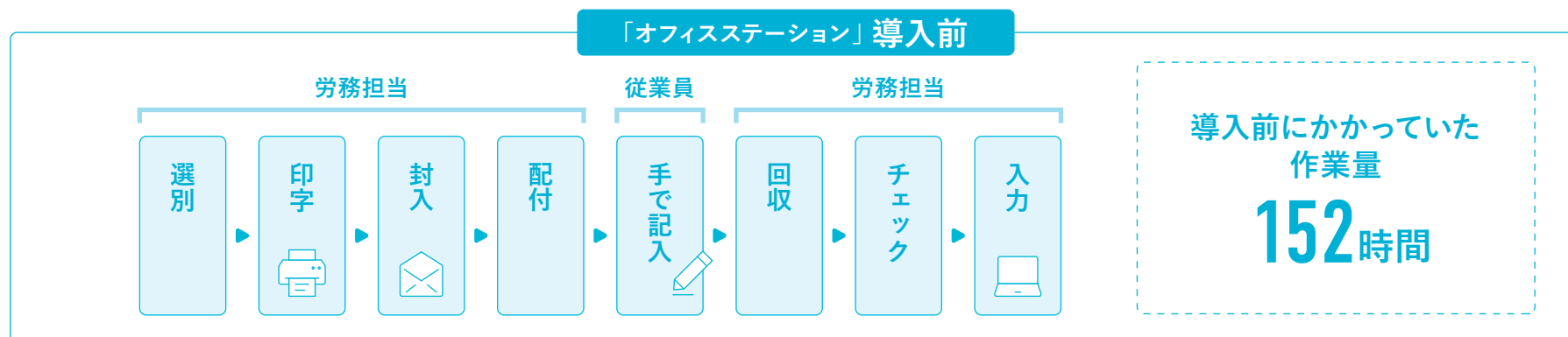
労務担当者と従業員の双方の負担を削減します

Q 労務担当者の作業量はどれくらい減るのか？

A. 作業時間は導入前の $\frac{1}{3}$ に！

※弊社、作業量算出による結果。対象従業員数：460名の場合

スマホの活用で紙の印刷・配付・回収がなくなり作業量を大幅削減。



Q なぜ従業員の負担が減るのか？

A. 「従業員が使いやすい・わかりやすい仕組み」を徹底しているため

専用の**年末調整**
マニュアルを配付



以下の情報に変更はありますか？

賞与支の氏名: 小原 隆 氏

最近たから見た続柄: 父

変更あり 変更なし

すべて回答する

従業員は「はい/いいえ」
「変更あり/変更なし」で
回答するだけ

前年度の情報を
引き継げるので、2年目からは
入力事項が大幅に減少

月31日以前 の保険料 額	今年 額
一般の生命保険料	新生命保険料
介護医療保険料	介護医療保険料
個人年金保険料	個人年金保険料

例)

従業員	氏名: 山崎○○○株式会社
続柄	***** 氏
前	氏名: 山崎○○○株式会社

充実したヒントテキストで
疑問を解決&
所得額や控除額は自動計算



✔ この結果、従業員からの問い合わせも減少

「オフィスステーション 年末調整」の特長

特長 1 業界最低水準のコスト

バージョンアップ費用0円、従業員1名あたり年額利用料550円(税込)。

特長 2 導入コストを最小限にとどめる「アラカルト型」

年末調整の機能だけを利用可能。
「使わない機能にお金を払う」事態が起こりません。

特長 3 お使いの給与ソフトと連携

さまざまな他社システムとAPI連携。
API連携していない場合でも、CSV連携が可能です。

特長 4 法改正自動更新

税法改正や様式変更には自動対応だから安心。

特長 5 バックオフィスの声から開発

バックオフィスの声から開発されているので
従業員だけでなく労務担当者の「使いやすさ」を追求しています。

特長 6 セキュリティ充実度No.1※

金融機関並みのセキュリティで大切な情報を守ります。



※アンケートモニター提供元:ゼネラルリサーチ 調査期間:2020年7月22日~28日 調査方法:
インターネット調査 調査概要:労務・人事管理システム10社を対象にしたサイト比較イメージ調査
調査対象:全国の20代~50代の男女(社員数200人以上の人事労務担当者の方)1,011名

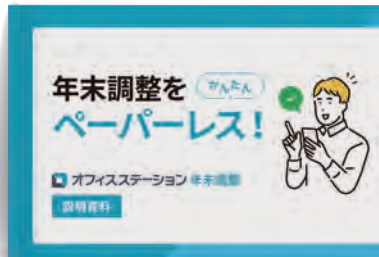
ということで、まずは……

Click

詳しい製品資料を
ダウンロードする

<https://www.officestation.jp/document/?ref=nencho>

スマホは
こちらから



Click

無料トライアルを
使ってみる

https://www.officestation.jp/service_trial/?ref=nencho



Click

人事・労務のお役立ち
セミナーを受けてみる

<https://www.officestation.jp/seminar/>



「オフィスステーション 年末調整」に関するお問い合わせ

TEL/050-5527-5181 E-mail/info@officestation.jp <https://www.officestation.jp/nencho/>

 **オフィスステーション**
年末調整

<https://www.officestation.jp/nencho/>

株式会社エフアンドエム (東証スタンダード上場)

大阪本社／大阪府吹田市江坂町1-23-38 F&Mビル 東京本社／東京都中央区京橋1-2-5 京橋TDビル

TEL／(企業)050-5527-5181 (土業)050-5527-6545